

愛媛県中小企業融資制度のしおり

県融資制度とは、中小企業者の方々が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取扱窓口となっています。

融資対象となる方

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める**保証対象業種に属する事業**を営む中小企業者、組合等が対象です。

〔※特別小口保険を利用する方は1年以上の事業実績が必要です。〕

○**中小企業者**：資本金又は従業員数のどちらかが下記表に該当する方

業 種 区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業〕 並びに工業用ベルト製造業を除く。	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
特定非営利活動法人	—	300人以下
卸売業、サービス業	—	100人以下
小売業（飲食店を含む）	—	50人以下

○**小規模企業者**：中小企業者のうち従業員数が20人以下(商業又はサービス業(※)は5人以下)の事業者 ※サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下

○**組合**：事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合
内航海運組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合



お申し込み先

お申し込みは、現在お取引先がある下記の取扱金融機関へお申し込みください。金融機関とお取引先のない場合は信用保証協会へ申し込みを行い、金融機関の斡旋を受けることもできます。

また、経営安定小口資金（特別小口保険適用者）や小口零細企業資金（経営指導特例）を利用される場合は、商工会議所等へお申し込みをすることができます。

【取扱金融機関】

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、
商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、
四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

ご利用の留意点

金融機関及び信用保証協会の審査が必要です。審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。